

生産緑地地区の区域の規模要件引下げの方針（案）について

1. 背景と経過

①背景

- ・近年、都市農地は新鮮な農産物の供給のみならず、景観（潤い、やすらぎ）、環境（雨水貯留）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流等、多様な機能の役割を担っており評価が高まっている。
- ・人口減少や高齢化に伴い、これまで宅地化予定地として見られてきた都市農地に対する宅地需要が鎮静化している。

②経過

①都市計画法制定（昭和43年）

『線引き制度の導入』

- ・市街化区域：市街化を促進⇒農地は宅地化
- ・市街化調整区域：市街化を抑制⇒農業を振興

②生産緑地法改正（平成3年）

『市街化区域内の農地が大きく区分』

- ・宅地化すべき農地⇒宅地化予定地として市街地化
- ・保全すべき農地⇒生産緑地地区として保全

③都市農業振興基本法制定（平成27年）

『都市農地の再評価』

- ・都市農業の安定的な継続
- ・都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮

⇒良好な都市環境の形成

④都市農業振興基本計画策定（平成28年）

『都市農業振興に関する新たな施策の方向性』

- ・担い手の確保：都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手の確保が重要

◎**土地の確保**：都市農地の位置づけを、「**宅地化すべきもの**」から都市に「**あるべきもの**」へと大きく**転換し、計画的に農地を保全**

- ・**農業施策の本格展開**：保全すべきとされた農地に対し、本格的な農業振興施策を講じられるよう方針を転換

都市緑地法等の一部を改正する法律の公布に伴い
生産緑地法が改正（平成29年）

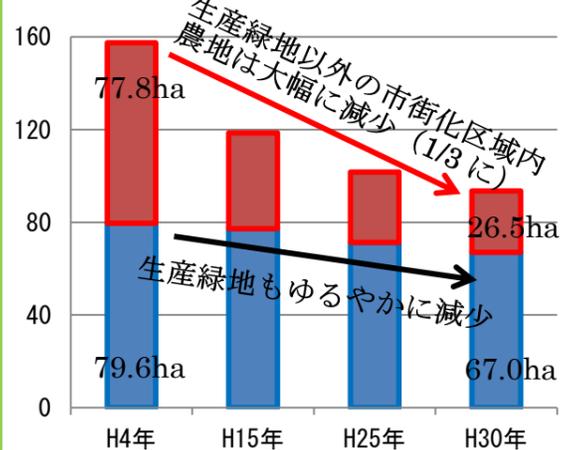
2. 本市の市街化区域内における農地の現状

①市計画の位置付け

- ・河内長野市都市計画マスタープランにおいて「市街化区域内の農地として、**生産緑地地区の保全と活用を図ります**」と位置付けられている。

②市街化区域内の農地面積の推移

■生産緑地以外の市街化区域内農地 ■生産緑地



	市街化区域内の農地面積	生産緑地以外の市街化区域内の農地面積	生産緑地の面積
平成4年	157.4ha	77.8ha	79.6ha
平成30年	93.5ha	26.5ha	67.0ha
農地減少面積(率)	▲63.9ha (▲40.6%)	▲51.3ha (▲65.9%)	▲12.6ha (▲15.8%)

- ・生産緑地以外の市街化区域内農地は大幅に減少している。生産緑地はゆるやかに減少している。
- ・令和4年に生産緑地地区の指定後30年経過することから、今後は生産緑地を含めた、市街化区域内の農地面積が更に減少すると考えられる。

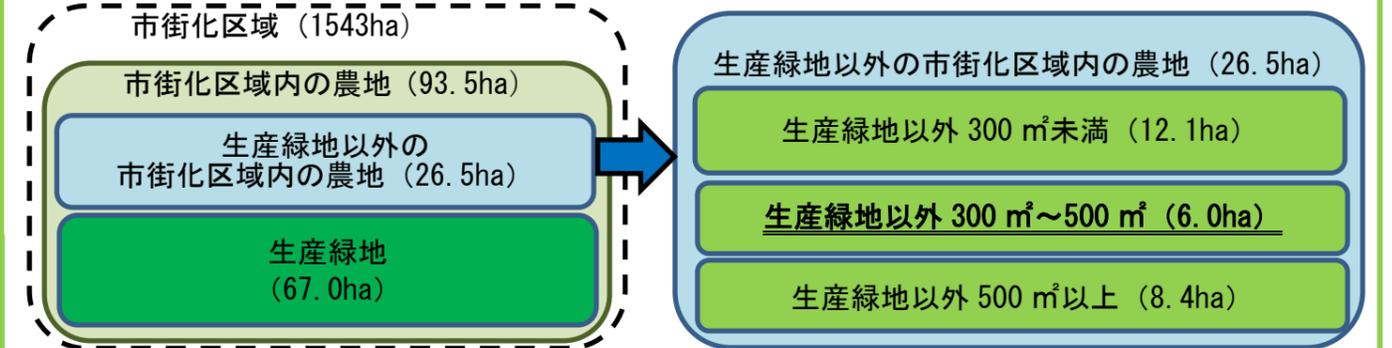
③生産緑地の解除の状況

	面積
買取申出 ^{※1} 後に解除された生産緑地	▲19.9ha
道連れ解除 ^{※2} された生産緑地	▲0.3ha
(内 300㎡以上～500㎡未満)	(▲0.2ha)
追加指定による生産緑地	7.6ha
減少した生産緑地	▲12.6ha

※1：主たる農業従事者の死亡あるいは農業に従事することを不可能にさせる故障による申出

※2：生産緑地地区の一部解除により、残された面積が規模要件を下回ることによる解除

④市街化区域内の農地の現状



3. 生産緑地法の主な改正内容

- (1) 規模要件引下げ：規模要件はこれまで生産緑地法で500㎡以上とされていたが、**条例により300㎡まで引下げが可能**
- (2) 特定生産緑地制度：生産緑地の指定後30年経過するまでに、所有者の同意の上、都市計画審議会の審議を経て特定生産緑地に指定することができ、買取申出できる時期を10年間延長できる制度
- (3) 生産緑地地区における建築規制の緩和：生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物直売所、農家レストランを追加

4. 本市の市街化区域内の農地に対する考え方

- ・良好な景観の保全、安全で快適な生活空間の形成など、多様な機能のさらなる向上を図るため、小規模な農地についても積極的に生産緑地に指定できることとする。

5. 法改正に基づく本市の規模要件引下げ方針（案）

市街化区域全域を対象として生産緑地地区の区域の規模を300㎡以上とする。

※但し、都市拠点（河内長野駅周辺）及び地域拠点（千代田駅、三日市町駅周辺）においては、新たに生産緑地地区の指定は行わないものとします。

6. 今後のスケジュール（案）

- ①令和元年12月：条例（案）を議会に上程
- ②令和2年4月1日：条例施行
- ③令和2年5月：指定相談受付開始

○問い合わせ先

河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市役所 都市づくり部 都市計画課
TEL 0721-53-1111